

千葉開府 900 年記念メンバーシップ登録制度に関する実施要領

(目的)

第 1 条 千葉開府 900 年記念協議会（以下「協議会」という。）は、令和 8 年度（2026 年度）に千葉開府 900 年を迎えるにあたり、千葉開府 900 年記念事業（以下「記念事業」という。）を多くの市民、団体、企業等と共に創り上げていくための仕組みとして、千葉開府 900 年記念メンバーシップ登録制度（以下「本制度」という。）を設け、機運醸成や記念事業の実施に意欲的な市民、団体、企業等を千葉開府 900 年記念メンバー（以下「メンバー」という。）として登録し、幅広い事業連携、展開を図ることを目的とする。

(登録要件)

第 2 条 メンバーの登録は、機運醸成や記念事業の実施に意欲のある者のうち、次の各号のすべてに該当する者について行うこととする。

(1) 個人、企業、その他各種団体等

- ・千葉市内における居住、本社・事業所等の有無は問わない

(2) 次のアからエのいずれかに該当する取組みを行うこと。

ア 以下（ア）から（ウ）のいずれかに該当する記念事業を自ら実施すること

（ア）千葉開府 900 年記念事業推進計画における基本理念の実現に資する取組み

- ・千葉一族の歴史を振り返り、市民をはじめとした多くの人の関心を高める事業
- ・子どもや若者をはじめとする市民の主体的な学びと成長を支える機会や環境を充実させる事業
- ・芸術やスポーツなど、様々な文化に親しむ機会や環境を充実させる事業

（イ）本市の都市アイデンティティ確立に資する取組み

- ・本市の都市アイデンティティを構成する 4 つの地域資源（加曽利貝塚・オオガハス・千葉氏・海辺）の認知度や愛着の向上に資する事業

（ウ）千葉開府 900 年記念の機運醸成に係る取組み

- ・イベント等の開催、施設の無料開放や割引、サービス提供やプレゼントなどを通じた千葉開府 900 年記念の機運醸成につながる取組み

イ 以下（ア）または（イ）に該当する記念商品・サービスを販売すること

（ア）既存商品をベースとする記念商品・サービス

(案)

- ・募集開始の時点ですでに販売されている商品・サービスを、千葉開府900年記念商品とするもの
- ・商品やパッケージ、広報物にロゴマークとキャッチコピーが明記されていること
(ラベル・シール貼付でも可)
- ・千葉市内の店舗等で販売していること

(イ) 新規で企画・販売する記念商品・サービス

- ・千葉開府900年記念商品として新たに企画・販売し、下記のいずれかを満たすもの
 - 千葉市にゆかりのある食材や材料を使用しており、販売にあたっては、それを特長として明記すること(広報物に記載、商品にしおり封入など)
 - 千葉市の4つの地域資源を活用したもので、販売にあたっては、それを特長として明記すること(広報物に記載、商品にしおり封入など)
 - 商品自体やパッケージについて、千葉開府900年記念ロゴマークのデザインや色調をベースとしたデザインとすること
- ※なお、環境に配慮したものであることや、千葉開府900年記念のレガシーとして、令和8年度以降も継続して販売するものであることが望ましい

ウ 協議会の活動に対する協賛・寄附をすること

エ その他、協議会が適正だと認めるもの

- (3) 登録を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役(その他団体の役員も記載)若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のアからウのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 次のいずれかに該当する行為((イ)又は(ウ)に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

(案)

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 協議会の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるものでないこと

(5) 政治的若しくは宗教的な目的のため登録しようとするものでないこと

(6) 前号に掲げるもののほか、登録の申込みを受理することが適当でないと協議会会長が認めるものでないこと

(登録)

第3条 登録の申請は、次の書類を協議会に提出するものとする。

(1) 千葉開府900年記念メンバー登録申請書（[様式第1号](#)）（[別紙様式](#)）

(2) その他協議会が必要と認める書類

2 協議会会長は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした者をメンバーとして登録するとともに、千葉開府900年記念メンバーシップ登録通知書（[様式第2号](#)）、及び、千葉開府900年記念メンバー登録証（以下「登録証」という）を交付する。

3 前条第1項第1号ア及びイの登録要件を満たす事業については、「千葉開府900年記念事業」として認証する。（以下、「認証事業」という。）

(登録の変更)

第4条 メンバーは、協議会に提出した登録申請書の内容に変更があった場合、千葉開府900年記念メンバー登録内容変更申請書（[様式第3号](#)）及び必要な様式を速やかに協議会に提出するものとする。

(案)

- 2 メンバーは、変更申請の内容が登録メンバー等の名称の変更に伴うものである場合、第3条第2項に規定する登録証を返還するものとする。
- 3 協議会会長は、前項による登録証の返還を受け、第1項の申請が適正と認めるときは、登録証を再交付するものとする。

(登録の取下げ)

第5条 メンバーは、登録の取下げをしようとするときは、千葉開府900年記念メンバー登録取下げ届 ([様式第4号](#)) を協議会に提出するとともに、第3条第2項に規定する登録証を返還するものとする。

(登録の取消)

第6条 協議会会長は、メンバーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第3条第2項に規定する登録証を返還させる。

- (1) 廃業又は休止した場合
 - (2) 企業、団体等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できない場合
 - (3) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
 - (4) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
 - (5) 第2条各号の登録要件に該当しなくなった場合
 - (6) 第8条に規定する遵守事項に違反した場合
 - (7) 登録内容について実態がないことが判明した場合
 - (8) その他協議会会長が登録の取消しが適当と認めた場合
- 2 協議会会長は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業等へ通知するものとする。

(広報支援)

第7条 協議会は、第3条の規定により登録を受けたメンバーが希望する場合、審査のうえ、次の各号に掲げる支援を行う。

(1) 登録メンバー全体

- ア 協議会又は千葉市が運営するホームページ等の広告媒体で、メンバー登録された市民、企業、団体等の名称及び取組み内容について掲載すること
- イ 千葉開府900年記念ロゴマーク・キャッチフレーズのデータ提供

(案)

ウ 千葉開府 900 年記念啓発グッズの貸し出し

エ 千葉開府 900 年記念広報物（ステッカー・チラシ・ポスター）の支給

(2) 登録メンバーのうち、商品・サービスを販売するメンバー

ア 千葉開府 900 年記念クラウドファンディング特設ページでの掲載

イ 千葉市が連携しているふるさと納税サイトの返礼メニューとして掲載

(3) 登録メンバーのうち、協議会の活動に対する協賛・寄附をしたメンバー

ア 協賛・寄附に対する返礼メニューを進呈

(遵守事項)

第 8 条 第 3 条の規定により登録を受けたメンバーは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本制度の趣旨が第 1 条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 登録を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (3) 協議会会長が行う登録内容の実施状況等の調査その他の照会に協力すること。
- (4) 認証事業を実施した場合に限り、実施日の 1 か月以内に実施報告書を提出すること（様式は問わない）。
- (5) 認証事業の実施やその P R に際して「千葉開府 900 年記念事業」であることを明記し、広報物等にロゴマークとキャッチコピーを掲示すること。
- (6) ロゴマークとキャッチコピーは、別途定める取扱要領及びデザインガイドラインに従って適切に使用すること。
- (7) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(登録の有効期間)

第 9 条 メンバーの登録期間は、第 3 条第 2 項により登録された日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(費用負担)

第 10 条 本制度への登録及び記念事業の実施にかかる一切の経費については、メンバーの負担とする。また、提供する自らの資機材等の破損等についても同様とする。

(秘密の保持)

(案)

第 1 1 条 メンバーは、協力を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。登録取下げ届を提出した後においても同様とする。

(補則)

第 1 2 条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和 6 年〇月〇〇日から施行する。

(案)

様式第 1 号

千葉開府 9 0 0 年記念メンバー登録申請書

令和〇年〇月〇日

千葉開府 9 0 0 年記念協議会会長

申請者
所在地
名 称
代表者

千葉開府 9 0 0 年記念事業の千葉開府 9 0 0 年記念メンバー登録制度に関する実施要領の規定により、千葉開府 9 0 0 年記念メンバーとして以下のとおり申請します。

申請内容	☐ 記念事業の開催	記念事業の名称を記載してください
	☐ 商品・サービスの販売	販売される商品・サービスの名称を記載してください
	☐ 記念事業への協賛・寄附	協賛・寄附をされる記念事業の名称を記載してください

※ 申請する項目に☑してください。

<添付書類> 千葉開府 9 0 0 年記念事業実施計画書（別紙様式）

(案)

別紙様式

千葉開府 9 0 0 年記念事業実施計画書

参画の種類	☐ 記念事業の開催 ☐ 商品・サービスの販売 ☐ 記念事業への協賛・寄附
① 事業の名称	
②事業の内容（できるだけ詳しく記入ください）	※商品・サービスの販売の場合、以下の内容を詳しく記入ください ・ 商品やパッケージのイメージ写真やイラスト ・ 商品・サービスの特性がわかるもの ・ ロゴマーク、キャッチコピーの商品への貼付方法 ・ 商品・サービスの販売にあたっての広報 P R の方法 ・ 商品・サービスの販売場所（店舗等）、サービス提供場所 ・ 販売開始～終了のスケジュール ・ 開府 9 0 0 年記念終了後の販売継続の可能性について ・ 環境へ配慮している場合はその内容について
③主催者名	
④実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
⑤実施場所	
⑥情報発信 *同意いただける場合は ☒ してください	☐ 上記の①～⑤の情報を千葉開府 9 0 0 年記念協議会がホームページや SNS で発信することに同意します

(案)

[illegible]

(案)

様式第2号

年 月 日

団 体 名 :

代表者 住所 :

職 氏名 : 様

千葉開府900年記念協議会会長

千葉市長 神谷 俊一

千葉開府900年記念メンバーシップ登録通知書

令和 年 月 日付で申請のありました件について、千葉開府900年記念メンバーシップ登録に関する実施要領に基づいて、登録いたしましたので、下記のとおり通知します。

記

登録番号	
事業の名称	
冠称使用の有無	☐ 有 千葉開府900年記念 ☐ 無
冠称以外の支援	☐ 千葉開府900年記念のぼり旗の借用 (枚) ☐ のぼり旗用ポールの借用 (本) ☐ のぼり旗用注水台(土台)の借用 (個) ☐ 千葉開府900年記念ステッカーの支給 (枚) ☐ 千葉開府900年記念ポスターの支給 (枚) ☐ 千葉開府900年記念チラシの支給 (枚) ☐ 千葉開府900年記念ホームページやSNSでの掲載 ☐ 千葉開府900年記念クラウドファンディング特設ページでの掲載 ☐ 千葉市が連携しているふるさと納税サイトの返礼メニューとして掲載 ☐ その他 () *物品の貸出期間 (年 月 日～ 年 月 日)

(問合せ先)

千葉開府900年記念協議会事務局

千葉市 都市アイデンティティ推進課

【電話】 043-245-5660

【FAX】 043-245-5476

【Mail】 kaifu900th@city.chiba.lg.jp

(案)

千葉開府 900 年記念メンバー登録証



名称

登録番号

登録期間

千葉開府 900 年記念メンバーとして認証します

令和●年●月●●日

千葉開府 900 年記念協議会

会長 神谷俊一（千葉市長）

(案)

様式第3号

千葉開府900年記念メンバー登録内容変更申請書

令和〇年〇月〇日

千葉開府900年記念協議会会長

申請者
所在地
名 称
代表者
登録番号

千葉開府900年記念事業の千葉開府900年記念メンバー登録制度に関する実施要領の規定により、以下のとおり申請します。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

変更内容	☐ 所 在 地	変更後の所在地を記載してください
	☐ 名 称（企業・団体名）	変更後の名称を記載してください
	☐ 代 表 者	変更後の代表者を記載してください
	☐ 実施計画	変更後の千葉開府900年記念事業実施計画（別紙様式）を添付してください
	☐ 担当者連絡先	変更後の千葉開府900年記念事業実施計画（別紙様式）を添付してください

※ 変更する項目に☑してください。

(案)

様式第4号

千葉開府900年記念メンバー登録取下げ届

令和〇年〇月〇日

千葉開府900年記念協議会会長

申請者
所在地
名 称
代表者
登録番号

千葉開府900年記念メンバー登録制度に関する実施要綱の規定により、千葉開府900年記念メンバー登録の取下げについて届け出ます。